

報道資料

令和2年2月4日
産業・雇用振興部 地域産業課金融支援係
担当: 古川、甲斐
ダイヤルイン0742-27-8807、内線3558

新型コロナウイルスの影響を受けた中小・小規模事業者への金融支援について

新型コロナウイルス(新型コロナウイルス)の影響により、被害を受けた中小企業・小規模事業者を県制度融資「経営環境変化・災害対策資金」の対象に追加します。

1 資金の内容

○経営環境変化・災害対策資金

資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	5,000万円
融資利率	5年以内1.775% 5年超1.975%
融資期間	7年(うち据置1年)
保証料率	0.45~1.56%

【対象者】: 下記に掲げるすべての要件を満たす者

- ① 新型コロナウイルスの影響により、最近1か月間の売上高等が前年同月に比べて5%以上減少していること
- ② 新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の期間を含めた今後3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少することが見込まれること

2 受付開始時期

令和2年2月7日から

3 申込先

県制度融資取扱金融機関(別紙のとおり)

〈参考〉制度融資とは

県制度融資は、融資条件(利率・限度額など)を県が定め、信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が保証料と利子の一部を負担し、保証協会と金融機関の協力を得ることにより、低保証料・低利となっています。